津市危機管理事務処理体制要綱

平成２２年３月３１日訓第２８号

改正　平成２９年３月２１日訓第１３号
　　令和２年３月３１日訓第２９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、津市危機管理指針（平成２２年４月１日策定）に基づき、危機管理に係る事務の全庁的な処理体制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「危機」とは、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態、市民等の生活に重大な不安及び不信を与える事態又は与えるおそれのある事態並びに本市政の運営に重大な支障及び影響を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態で、別表第１に掲げる危機事象をいう。

２　この要綱において「危機管理」とは、危機から市民等の生命、身体及び財産の安全の確保等をすることを目的として、危機の発生を予見し、若しくは未然に防止し、又は危機事象が発生した場合は、被害等を軽減するなど最小限に抑制して危機を収拾し、その後の市民等の生活を平常に回復させる組織的な対応等をいう。

（危機管理統括責任者）

第３条　危機管理に関する事務の円滑かつ的確な推進を図るため、部等に危機管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２　統括責任者は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

３　統括責任者は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　当該部等の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する部等、関係団体・機関等との連絡体制の整備に関すること。

⑵　所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組に関すること。

⑶　当該部等における危機対策等に係る総括に関すること。

⑷　関係する部等との横断的な連携及び関係団体・機関等との総合調整に関すること。

⑸　その他危機管理の推進に関すること。

４　統括責任者は、処理した事項を常に当該部等において統括責任者より上位の職にある者（以下「上司」という。）に報告し、危機事象の発生したときにおいては、常に上司の指揮の下において職務を行わなければならない。

（危機管理責任者）

第４条　部等の事務を分掌するために置かれる組織に危機管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。ただし、当該部等の事務を分掌する組織が置かれていない部等においては当該部等に責任者を置く。

２　統括責任者が必要と認めるときは、前項に規定する組織以外に責任者を置くことができる。

３　責任者は、統括責任者が指名する者をもって充てる。

４　責任者は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　第１項及び第２項の規定により責任者が置かれる組織（以下「課等」という。）の所管業務に係る危機管理に関する情報収集及び関係する課等、関係団体・機関等との調整に関すること。

⑵　所管業務に係る危機管理に関する研修等の効果的な取組に関すること。

⑶　次条第１項に規定する危機管理主任者や当該課等の所属職員を指揮し、当該課等における危機対策等の実施に関すること。

⑷　その他危機管理の推進に関すること。

（危機管理主任者）

第５条　課等に危機管理主任者（以下「主任者」という。）を置く。

２　主任者は、責任者が指名する者をもって充てる。

３　主任者は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　責任者を補佐し、所管業務に係る危機管理に関する事務の企画・立案及び当該課等内の調整等に関すること。

⑵　危機事象の発生時等の当該課等における危機対策等の実施に関すること。

⑶　その他危機管理の推進に関すること。

（危機事象の発生報告）

第６条　職員は、危機事象が発生した場合又は発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちにその旨を危機事象発生概況報告書（第１号様式）により当該所属に係る責任者又は主任者に報告するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急の場合においては、口頭により報告を行うものとする。

（円滑な連携報告等）

第７条　当該責任者及び主任者は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を当該統括責任者に報告するとともに、危機事象発生状況報告書（第２号様式）により参考資料等を添えてその関係する部等の総括責任者へ連絡するものとする。

２　前項の規定による報告を受けた統括責任者は、当該報告の内容を直ちに上司に報告しなければならない。

３　前項の規定による報告を受けた上司は、当該報告の内容を直ちに市長及び副市長に報告し、及びその内容を危機管理部長に通知しなければならない。

４　前２項の規定による報告後においても、上司又は統括責任者は常に当該危機事象に関する情報収集を行い当該危機事象に関する詳細について把握し、重要な情報については、同項の例により報告及び通知しなければならない。

（関係団体・機関等への連絡等）

第８条　責任者は、当該危機事象の発生にかかわり、必要があると認めるときは、その状況等について警察その他の関係団体・機関等に対し連絡等を行うものとする。

（連絡調整会議）

第９条　個々の危機事象に関し平常時における複数の部等又は全庁的な組織による危機管理の適切な推進を図るとともに、当該危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により被害や被害の拡大等が予想され、所管する部等及び関係する部等において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、危機事象に係る連絡調整会議を設置するものとする。

２　当該危機事象を所管する統括責任者は、次に掲げる事項について副市長の決裁を受けて前項に規定する連絡調整会議を設置するものとする。

⑴　名称

⑵　目的

⑶　所掌事項

⑷　構成職員

⑸　設置期間

⑹　庶務

⑺　その他会議の運営に必要な事項

３　構成職員は、原則として統括責任者のうちから定めるものとする。

４　当該危機事象に係る連絡調整会議は、当該危機事象を所管する統括責任者が議長となって運営するものとする。

（対策会議）

第１０条　個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に被害や被害の拡大等が予想され、相当の部等又は全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、副市長の指揮の下、危機事象に係る対策会議を設置するものとする。

２　当該危機事象を所管する当該上司は、次に掲げる事項について市長の決裁を受けて前項に規定する対策会議を設置するものとする。

⑴　名称

⑵　目的

⑶　所掌事項

⑷　構成職員

⑸　設置期間

⑹　庶務

⑺　その他会議の運営に必要な事項

３　構成職員は、原則として部長級の職員のうちから定めるものとする。

４　当該危機事象に係る対策会議は、当該危機事象を所管する部等の事務を担任する副市長が議長となって運営するものとする。

（対策本部）

第１１条　個々の危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、当該危機事象の内容及び規模、今後の予測等により特定の地区・地域又は本市の全域に相当の被害や被害の拡大等が予想され、相当の部等あるいは全庁的な組織において迅速かつ的確な対応等を図る必要があるときは、市長の統括の下、危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

２　当該危機事象を所管する当該上司は、次に掲げる事項について市長の決裁を受けて前項に規定する対策本部を設置するものとする。

⑴　名称

⑵　目的

⑶　所掌事項

⑷　構成職員

⑸　設置期間

⑹　庶務

⑺　その他会議の運営に必要な事項

３　構成職員は、原則として部長級の職員のうちから定めるものとする。

４　当該危機事象に係る対策本部は、市長が議長となって運営するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

２　津市危機管理推進員設置要綱（平成２０年津市訓第５５号）は、廃止する。

附　則（平成２９年３月２１日訓第１３号）

この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日訓第２９号）

この訓は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

危機管理の対象となる危機事象の事例

地域防災計画により対象となる危機事象		
	異常な自然現象	⑴　暴風、豪雨、洪水、高潮等 ⑵　地震、津波等
	大規模な事故	大規模な火事又は爆発、不発弾処理等
国民保護計画により対象となる危機事象		
	武力攻撃事態等	⑴　着上陸侵攻 ⑵　ゲリラ及び特殊部隊による攻撃 ⑶　弾道ミサイル攻撃 ⑷　航空攻撃
	緊急対処事態（大規模テロ）	⑴　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ⑵　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ⑶　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ⑷　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
新型インフルエンザ対策行動計画により対象となる危機事象		
	健康に係る危機	感染症（新型インフルエンザ、ＳＡＲＳ等）
その他の危機事象		
	健康に係る危機	⑴　感染症 ⑵　家畜伝染病（ＢＳＥ、鳥インフルエンザ等） ⑶　大規模な食中毒 ⑷　毒物・劇物の混入による事件・事故 ⑸　有害物質（アスベスト）による健康被害
	環境に係る危機	⑴　大気、水質、土壌汚染等の環境汚染 ⑵　廃棄物の不法投棄 ⑶　有害物質等の流入・流出事故
	その他の危機（緊急事態）	⑴　市長等の要人に対する危害 ⑵　児童、生徒等に対する危害

		⑶　個人情報の漏えい ⑷　公共施設等への不審者の侵入 ⑸　公共交通機関におけるバスジャックなどの事件 ⑹　市主催の集会及びイベント時の事件及び事故 ⑺　大規模な断水・停電などライフラインの機能停止 ⑻　異常な渇水 ⑼　危険動物の脱走、放置等、有害昆虫の大量発生 ⑽　その他（市民等の生命、身体及び財産に重大な被害等を及ぼす事態、市民等の生活に重大な不安及び不信を与える事態及び本市政の運営に重大な支障及び影響を及ぼす事態等をもたらす危機事象）

別表第２（第３条関係）

政策財務部次長、危機管理部次長、総務部次長、市民部次長、スポーツ文化振興部次長、環境部次長、健康福祉部次長、商工観光部次長、農林水産部次長、都市計画部次長、建設部次長、ボートレース事業部次長、久居総合支所副総合支所長、河芸総合支所副総合支所長、芸濃総合支所副総合支所長、美里総合支所副総合支所長、安濃総合支所副総合支所長、香良洲総合支所副総合支所長、一志総合支所副総合支所長、白山総合支所副総合支所長、美杉総合支所副総合支所長、上下水道事業局次長、上下水道管理局次長、消防総務課長、会計管理室長、三重短期大学事務局大学総務課長、議会事務局次長、教育委員会事務局教育総務課長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長

第１号様式（第６条関係）

危機事象発生概況報告書（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分					
報告者	氏　名		所　属		電　話	

発生日時		
発生場所	施設（　　）	
危機事象の種別・概況	種　別	
	概　況	
被害の規模		
被害の状況		
応急対策の方針		
備　考	（発生の原因、今後の予測など）	

通報者等	通報日時	年　月　日　時　分		
	区　分	市民・職員（　　課）・その他（　　）		
	氏　名		電話番号	

受信者の処理状況	関係部等への連絡	（処理日時　月　日　時　分）
	関係団体・機関等への連絡	（処理日時　月　日　時　分）
	その他の対応	

第２号様式（第７条関係）

危機事象発生状況報告書（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="2">施設（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">危機事象の種別・概要</td><td>種　別</td><td></td></tr>
<tr><td>概　要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の規模</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害の状況</td><td>人的被害</td><td colspan="2">死者　（　有（○○名）・無　・　不明　）
負傷者　（　有（○○名）・無　・　不明　）
行方不明者　（　有（○○名）・無　・　不明　）</td></tr>
<tr><td>物的被害</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">応急対策の方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">応急対策の状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2">（発生の原因、今後の予測など）</td></tr>
</table>